

健康保険食事(生活)療養標準負担額減額認定証(入院時の食事代)

市民税非課税世帯のかたは、市区長村役場等で「限度額適用・標準負担額減額認定証」「食事(生活)療養標準負担額減額認定証」の手続きをすることで入院時の食事代が減額されます。予め保険証と印鑑を持参し、交付の申請をしてください。

<入院時の食事代(1食あたり)>

現役並み所得者または、一般(下記以外のかた)		550 円
市民税非課税世帯または低所得者 2	90 日までの入院	270 円
	90 日を超える入院	220 円※1
低所得者 1		130 円

※ 住民税非課税世帯で入院が 90 日以上の場合(低所得Ⅱ長期)220 円、一般所得者で特定疾患受給者証をお持ちの場合 330 円となります。

※1 過去 12 か月の入院日数が 91 日以上になった場合は、91 日以上入院したことがわかるもの(領収書など)を持参し、改めて申請することで食事代がさらに減額される長期認定を受けることができます。

<65 歳以上の人が療養病床に入院した時の食費居住費>

所得区分		食費(1食につき)			居住費(1日につき)	
		右記以外の人	入院医療の必要性が高い方	指定難病患者	右記以外の人	指定難病患者
一般		550 円	510 円	330 円	430 円	0 円
市民税非課税世帯または低所得 2	90 日までの入院	270 円	270 円	270 円		
	90 日を超える入院		220 円	220 円		
低所得 1		160 円	130 円	130 円		